別表十一(一)の表中

昭・平・第　号 昭・平・第　号	第　号 第　号

を

・・第　号 ・・第　号	

に、

平・・

を

・・

に、

同上の $\frac{30又は70}{100}$ 相当額

を

同上の $\frac{20、30、50又は70}{100}$ 相当額

に改め、同表の記載要領第一号中「租税特別措置法」の次に「第55条（海外投資等損失準備金）若しくは所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第７号）第15条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号において「平成30年旧措置法」という。）」を加え、「同法」を「租税特別措置法第68条の43（海外投資等損失準備金）若しくは平成30年旧措置法」に改め、同第二号中「「同上の$\frac{30又は70}{100}$相当額　(8)」」を「「同上の$\frac{20、30、50又は70}{100}$相当額　(8)」」に改め、同号(一)中「である場合には、「又は70」を「である場合において、「当期において取得した特定株式等の取得年月日　(6)」の欄に記載された日が平成30年４月１日以後であるときは「、30、50又は70」を消し、同欄に記載された日が同月１日前であるときは「20、」及び「、50又は70」」に改め、同号(二)中「である場合には、「30又は」」を「である場合において、「当期において取得した特定株式等の取得年月日　(6)」の欄に記載された日が平成30年４月１日以後であるときは「20、30、」及び「又は70」を消し、同欄に記載された日が同月１日前であるときは「20、30、50又は」」に改める。

別表十一(七)の記載要領第一号中「(新幹線大規模改修準備金)」を「(新幹線鉄道大規模改修準備金)」に改める。

別表十一(八)の記載要領第十一号中「取崩し)」の次に「(同令第５条第７項又は第８項（廃止時の扱い）において準用する場合を含む。)」を加える。

別表十一(十一)の表中

指定会社所得金額又は指定会社連結所得金額 (別表四「40の①」又は(別表四の二「47の①」＋「48の①」＋「49の①」＋「50の①」))

を

指定会社所得金額又は指定会社連結所得金額 (別表四「41の①」)又は(別表四の二「48の①」＋「49の①」＋「50の①」＋「51の①」)

に改め、同表の記載要領第十一号及び第十三号中「別表四「44」又は別表四の二付表「51」」を「別表四「45」又は別表四の二付表「52」」に改める。

別表十一(十二)の表中

所得又は連結所得の金額 (別表四「40の①」又は(別表四の二「47の①」＋「48の①」＋「49の①」＋「50の①」))

を

所得又は連結所得の金額 (別表四「41の①」)又は(別表四の二「48の①」＋「49の①」＋「50の①」＋「51の①」)

に改め、同表の記載要領第十一号及び第十三号中「別表四「45」又は別表四の二付表「52」」を「別表四「46」又は別表四の二付表「53」」に改める。

別表十一(十三)の表中

平・・	平・・	平・・	平・・

を

・・	・・	・・	・・

に、

$\frac{当期の月数}{48又は120}$
4年等均等取崩金額 (26)×(27)

を

$\frac{当期の月数}{120}$
10年均等取崩金額 (26)×(27)

に改め、同表の記載要領第五号中「「$\frac{当期の月数}{48又は120}$　(27)」」を「「$\frac{当期の月数}{120}$　(27)」」に改め、同号(一)を削り、同号(二)を同号(一)とし、同号(三)中「「48又は120」」を「「120」」に、

第三種郵便物認可　明治二十五年三月三十一日